

美 濃 加 茂 市 議 会
第 4 回 定 例 会 議 案

平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第 6 8 号	美濃加茂市農業委員会委員及び美濃加茂市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について	1
議第 6 9 号	美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	3
議第 7 0 号	美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について	7
議第 7 1 号	美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	9
議第 7 2 号	美濃加茂市職員の給与に関する条例及び美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	1 1
議第 7 3 号	美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例について	2 8
議第 7 4 号	美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	5 3
議第 7 5 号	平成 2 8 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 6 号）	5 6
議第 7 6 号	平成 2 8 年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第 2 号）	1 1 0
議第 7 7 号	市道路線の廃止について	1 2 7
議第 7 8 号	市道路線の認定について	1 2 9
議第 7 9 号	可茂広域行政事務組合規約の一部を変更する規約に関する協議について	1 4 1
議第 8 0 号	可茂広域公平委員会共同設置規約の制定に関する協議について	1 4 2
議第 8 1 号	美濃加茂市固定資産評価審査委員会の委員の選任について	1 4 4

議第 6 8 号

美濃加茂市農業委員会委員及び美濃加茂市農地利用最適化推進委員の
定数に関する条例について

美濃加茂市農業委員会委員及び美濃加茂市農地利用最適化推進委員の定数に関する
条例を下記のとおり制定する。

平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市農業委員会委員及び美濃加茂市農地利用最適化推進委員の定数に
関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8
条第 2 項及び第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、美濃加茂市農業委員会の委員及び
美濃加茂市農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。

(農業委員会の委員の定数)

第 2 条 美濃加茂市農業委員会の委員の定数は、1 4 人とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第 3 条 美濃加茂市農地利用最適化推進委員の定数は、1 3 人とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 9 年 1 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項中美濃加
茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表農業委員会委員の
項の改正規定は、同日以後最初に農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定
により、農業委員会の委員を任命した日及び農業委員会等に関する法律第 1 7 条
第 1 項の規定により農地利用最適化推進委員を委嘱した日から施行する。

(条例の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 美濃加茂市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例（昭和 3 5 年美
濃加茂市条例第 1 1 号）

(2) 美濃加茂市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区における委員の定数に関
する条例（昭和 3 5 年美濃加茂市条例第 1 2 号）

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に在任する美濃加茂市農業委員会の委員（農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号。以下「改正法」という。）第2条の規定による改正前の農業委員会等に関する法律第4条第2項の委員をいう。）は、改正法附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとする。

（美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 4 美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年美濃加茂市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

農業委員会委員	農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)	月額 16,000円	を
---------	---------------------------	------------	---

農業委員会 会長 その他の委員 農地利用最適化 推進委員	農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)	月額 18,000円 月額 16,000円 月額 16,000円	に
--	---------------------------	--	---

改め、美濃加茂市新庁舎整備基本構想策定委員の項の次に次のように加える。

美濃加茂市農業委員会委員選考委員会委員			
---------------------	--	--	--

（美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部改正）

- 5 美濃加茂市附属機関の設置に関する条例（平成23年美濃加茂市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1に次のように加える。

美濃加茂市農業委員会委員選考委員会	美濃加茂市農業委員会委員の候補者の評価及び審査に関すること。	(1) 農業について優れた識見を有する者 (2) 市長が適当と認める者	5人以内	3年
-------------------	--------------------------------	--	------	----

議第 6 9 号

美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年美濃加茂市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(週休日及び勤務時間の割振り)	(週休日及び勤務時間の割振り)
第 3 条 (略)	第 3 条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 任命権者は、次に掲げる職員について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第 1 項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第 2 項の規定にかかわらず、市の規則の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第 1 項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。	4 任命権者は、次に掲げる職員について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第 1 項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第 2 項の規定にかかわらず、市の規則の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第 1 項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。
(1) <u>子（民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）</u>	(1) <u>子の養育又は配偶者等（配偶者（届出</u>

第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限り。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として市の規則で定める者を含む。）の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他市の規則で定める者をいう。第16条第1項において同じ。）の介護をする職員であって、市の規則で定めるもの

(2) (略)

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、組合休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(介護休暇)

第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者等で負傷、疾病又は老齢により市の規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、市の規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」

をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他市の規則で定める者をいう。第16条第1項において同じ。）の介護をする職員であって、市の規則で定めるもの

(2) (略)

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、組合休暇及び介護休暇とする。

(介護休暇)

第16条 介護休暇は、職員が配偶者等で負傷、疾病又は老齢により市の規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2 介護休暇の期間は、<u>指定期間内において必要と認められる期間とする。</u> <u>(介護時間)</u> 第16条の2 <u>介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u> 2 <u>介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u> (休暇の届出等) 第17条 (略) 2 職員は、病気休暇、特別休暇(市の規則で定めるものを除く。)、<u>介護休暇及び介護時間を受けようとするときは、市の規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</u> 3 (略)	2 介護休暇の期間は、<u>前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。</u> (休暇の届出等) 第17条 (略) 2 職員は、病気休暇、特別休暇(市の規則で定めるものを除く。)<u>及び介護休暇を受けようとするときは、市の規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</u> 3 (略)
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条第2項の規定により介護休暇の承認を受けた職員であつて、この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下この項において「初日」という。)から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇

に係る改正後の美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条第1項に規定する指定期間については、市の規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

議第 7 0 号

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例について

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改
正する条例を下記のとおり制定する。

平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例

(美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改
正)

第 1 条 美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭
和 4 2 年美濃加茂市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第 5 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき報酬月額及びその額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 0 2 . 5、1 2 月に支給する場合においては <u>1 0 0 分の 2 2 7 . 5</u> を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、美濃加茂市職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年美濃加茂市条例第 2 3 号）の規定により期末手当を受ける職員（以	(期末手当) 第 5 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき報酬月額及びその額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 0 2 . 5、1 2 月に支給する場合においては <u>1 0 0 分の 2 1 7 . 5</u> を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、美濃加茂市職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年美濃加茂市条例第 2 3 号）の規定により期末手当を受ける職員（以

下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。
-------------------------------------	-------------------------------------

第2条 美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において同項に規定するものが受けるべき報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の207.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、美濃加茂市職員の給与に関する条例(昭和29年美濃加茂市条例第23号)の規定により期末手当を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において同項に規定するものが受けるべき報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の202.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の227.5</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、美濃加茂市職員の給与に関する条例(昭和29年美濃加茂市条例第23号)の規定により期末手当を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(次項において「改正後の議員報酬条例」という。)の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議第 7 1 号

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和 4 1 年美濃加茂市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第 5 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 0 2 . 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 2 7 . 5 を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第 5 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 0 2 . 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 1 7 . 5 を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

第 2 条 美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)

第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の207.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の202.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の227.5</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。
--	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例（次項において「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議第 7 2 号

美濃加茂市職員の給与に関する条例及び美濃加茂市一般職の任期付職員
の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市職員の給与に関する条例及び美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等
に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市職員の給与に関する条例及び美濃加茂市一般職の任期付職員の採
用等に関する条例の一部を改正する条例

(美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 美濃加茂市職員の給与に関する条例 (昭和 2 9 年美濃加茂市条例第 2 3 号)
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給与の減額等)	(給与の減額等)
第 1 4 条 職員が勤務しないときは、勤務時 間条例第 8 条の 4 に規定する時間外勤務代 休時間、勤務時間条例第 9 条に規定する国 民の祝日に関する法律 (昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号) に規定する休日 (以下「祝日法 による休日」という。勤務時間条例第 1 0 条第 1 項の規定により代休日を指定され て、当該休日に割り振られた勤務時間の全 部を勤務した職員にあつては、当該休日に 代わる代休日。以下「祝日法による休日 等」という。) 又は勤務時間条例第 9 条に 規定する 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日 までの日 (祝日法による休日を除く。以下 「年末年始の休日」という。勤務時間条例 第 1 0 条第 1 項の規定により代休日を指定	第 1 4 条 職員が勤務しないときは、勤務時 間条例第 8 条の 4 に規定する時間外勤務代 休時間、勤務時間条例第 9 条に規定する国 民の祝日に関する法律 (昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号) に規定する休日 (以下「祝日法 による休日」という。勤務時間条例第 1 0 条第 1 項の規定により代休日を指定され て、当該休日に割り振られた勤務時間の全 部を勤務した職員にあつては、当該休日に 代わる代休日。以下「祝日法による休日 等」という。) 又は勤務時間条例第 9 条に 規定する 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日 までの日 (祝日法による休日を除く。以下 「年末年始の休日」という。勤務時間条例 第 1 0 条第 1 項の規定により代休日を指定

されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、勤務時間条例第11条に規定する休暇（組合休暇、介護休暇及び介護時間を除く。）による場合その他その勤務しないことにつき、特に承認があつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、第18条第1項に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。ただし、美濃加茂市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和42年美濃加茂市条例第4号。以下「特殊勤務手当条例」という。）に規定する特殊勤務手当のうち市の規則で定めるもので、月額で定められている手当の支給を受ける職員については、第18条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

2 （略）

（時間外勤務手当）

第15条 （略）

2 再任用短時間勤務職員及び育児任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市の規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3～6 （略）

されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、勤務時間条例第11条に規定する休暇（組合休暇及び介護休暇を除く。）による場合その他その勤務しないことにつき、特に承認があつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、第18条第1項に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。ただし、美濃加茂市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和42年美濃加茂市条例第4号。以下「特殊勤務手当条例」という。）に規定する特殊勤務手当のうち市の規則で定めるもので、月額で定められている手当の支給を受ける職員については、第18条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

2 （略）

（時間外勤務手当）

第15条 （略）

2 再任用短時間勤務職員及び育児任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市の規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3～6 （略）

(夜間勤務手当)

第17条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員にはその間に勤務した全時間に対して勤務1時間につき次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第7項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の80（特定管理職員にあつては、100分の100）、12月に支給する場合においては100分の90（特定管理職員にあつては、100分の110）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の37.5（特定管理職員にあつては、100分

(夜間勤務手当)

第17条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員にはその間に勤務した全時間に対して勤務1時間につき第18条に規定する勤務1時間当りの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第7項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の80（特定管理職員にあつては、100分の100）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5（特定管理職員にあつては、100分の47.5）を乗じて得た額の総

の47.5)、12月に支給する場合に
おいては100分の42.5(特定管理
職員にあつては100分の52.5)を
乗じて得た額の総額

3～5 (略)

附 則

7 平成30年3月31日までの間、職員（
次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を
受ける職員（再任用職員を除く。）のう
ち、その職務の級が次の表の職務の級欄に
掲げる職務の級以上である者であつてその
号給がその職務の級における最低の号給で
ないものに限る。以下この項及び次項にお
いて「特定職員」という。）に対する次に
掲げる給与の支給に当たっては、当該特定
職員が55歳に達した日後における最初の
4月1日（特定職員以外の者が55歳に達
した日後における最初の4月1日後に特定
職員となつた場合にあつては、特定職員と
なつた日）以後、次の各号に掲げる給与の
額から、それぞれ当該各号に定める額に相
当する額を減ずる。

(1)～(4) (略)

給料表	職務の級
別表第1	6級

10 附則第7項の規定が適用される間、第
21条第2項第1号に定める額は、同号の
規定にかかわらず、同号の規定により算出
した額から、同号に掲げる職員で附則第7
項の規定により給与が減ぜられて支給され
るものの勤勉手当減額対象額に6月に支給
する場合においては100分の1.2(特
定管理職員にあつては100分の1.
5)、12月に支給する場合においては1
00分の1.35(特定管理職員にあつて

額

3～5 (略)

附 則

7 平成30年3月31日までの間、職員（
次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を
受ける職員（再任用職員を除く。）のう
ち、その職務の級が次の表の職務の級欄に
掲げる職務の級以上である者であつてその
号給がその職務の級における最低の号給で
ないものに限る。以下この項及び次項にお
いて「特定職員」という。）に対する次に
掲げる給与の支給に当たっては、当該特定
職員が55歳に達した日後における最初の
4月1日（特定職員以外の者が55歳に達
した日後における最初の4月1日後に特定
職員となつた場合にあつては、特定職員と
なつた日）以後、次の各号に掲げる給与の
額から、それぞれ当該各号に定める額に相
当する額を減ずる。

(1)～(4) (略)

給料表	職務の級
別表	6級

10 附則第7項の規定が適用される間、第
21条第2項第1号に定める額は、同号の
規定にかかわらず、同号の規定により算出
した額から、同号に掲げる職員で附則第7
項の規定により給与が減ぜられて支給され
るものの勤勉手当減額対象額に100分の
1.2(特定管理職員にあつては、100
分の1.5)を乗じて得た額（最低号給に
達しない場合にあつては、勤勉手当減額基
礎額に100分の80(特定管理職員にあ

は <u>100分の1.65</u>)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤 hands 手当減額基礎額に <u>6月</u> に支給する場合においては <u>100分の80</u> (特定管理職員にあつては <u>100分の100</u>)、 <u>12月</u> に支給する場合においては <u>100分の90</u> (特定管理職員にあつては <u>100分の110</u>)の総額に相当する額を減じた額とする。	つては、 <u>100分の100</u>)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。
---	--

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

給料表

(単位：円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給与月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100

21	167, 600	226, 000	258, 800	301, 000	330, 000	359, 100	408, 000
22	170, 300	227, 700	260, 600	303, 100	332, 100	361, 000	409, 800
23	172, 900	229, 300	262, 300	305, 100	334, 100	363, 000	411, 600
24	175, 500	230, 900	264, 000	307, 200	336, 200	364, 900	413, 500
25	178, 200	232, 200	266, 000	309, 000	337, 700	366, 900	415, 300
26	179, 900	233, 700	267, 900	311, 100	339, 600	368, 800	416, 800
27	181, 600	235, 100	269, 700	313, 200	341, 500	370, 800	418, 300
28	183, 300	236, 400	271, 500	315, 200	343, 400	372, 800	419, 900
29	184, 800	237, 700	273, 200	317, 100	345, 100	374, 300	421, 500
30	186, 600	238, 900	275, 100	319, 100	347, 000	376, 100	422, 800
31	188, 400	239, 900	277, 000	321, 200	348, 900	377, 900	424, 100
32	190, 100	241, 100	278, 700	323, 300	350, 700	379, 500	425, 300
33	191, 700	242, 400	280, 400	324, 700	352, 600	381, 300	426, 500
34	193, 200	243, 600	282, 300	326, 700	354, 400	382, 700	427, 800
35	194, 700	244, 800	284, 100	328, 600	356, 200	384, 200	429, 100
36	196, 200	246, 100	286, 000	330, 700	357, 900	385, 800	430, 300
37	197, 500	247, 000	287, 600	332, 600	359, 300	387, 200	431, 500
38	198, 800	248, 400	289, 300	334, 500	360, 600	388, 400	432, 300
39	200, 100	249, 800	291, 100	336, 500	362, 000	389, 600	433, 100
40	201, 400	251, 300	292, 900	338, 400	363, 400	390, 700	433, 900
41	202, 700	252, 700	294, 600	340, 300	364, 700	391, 800	434, 500
42	204, 000	254, 100	296, 300	342, 200	365, 600	393, 000	435, 200
43	205, 300	255, 500	297, 900	344, 000	366, 700	394, 200	435, 900
44	206, 600	256, 800	299, 500	345, 900	367, 800	395, 300	436, 600
45	207, 800	258, 000	301, 200	347, 400	368, 600	396, 000	437, 400
46	209, 100	259, 300	302, 900	348, 800	369, 500	396, 700	438, 200
47	210, 400	260, 700	304, 500	350, 300	370, 400	397, 400	438, 600
48	211, 700	262, 000	306, 200	351, 800	371, 300	398, 100	439, 300
49	212, 800	263, 300	307, 300	353, 400	372, 200	398, 700	439, 800
50	213, 900	264, 400	308, 800	354, 200	373, 000	399, 300	440, 200
51	214, 900	265, 700	310, 300	355, 400	373, 800	399, 800	440, 600
52	216, 000	267, 000	311, 900	356, 400	374, 600	400, 200	441, 000
53	217, 100	268, 000	313, 500	357, 300	375, 300	400, 600	441, 400
54	218, 100	269, 100	315, 100	358, 400	376, 000	400, 900	441, 800
55	219, 000	270, 400	316, 700	359, 300	376, 700	401, 200	442, 200
56	220, 000	271, 700	318, 200	360, 400	377, 400	401, 500	442, 500

57	220, 600	272, 800	319, 700	361, 300	377, 900	401, 800	442, 800
58	221, 500	273, 800	320, 900	362, 000	378, 500	402, 100	443, 200
59	222, 300	274, 800	322, 100	362, 700	379, 100	402, 400	443, 500
60	223, 200	275, 900	323, 300	363, 400	379, 800	402, 700	443, 800
61	223, 900	277, 100	324, 000	363, 800	380, 200	403, 000	444, 100
62	224, 900	278, 100	324, 900	364, 400	380, 900	403, 300	
63	225, 700	279, 000	325, 700	365, 100	381, 500	403, 600	
64	226, 600	280, 000	326, 500	365, 800	382, 100	403, 900	
65	227, 300	280, 700	327, 400	366, 100	382, 500	404, 200	
66	228, 100	281, 600	327, 800	366, 800	383, 100	404, 500	
67	229, 000	282, 300	328, 500	367, 500	383, 700	404, 800	
68	230, 100	283, 200	329, 300	368, 200	384, 300	405, 100	
69	230, 800	284, 200	330, 100	368, 500	384, 700	405, 300	
70	231, 500	285, 000	330, 800	369, 100	385, 200	405, 600	
71	232, 100	285, 800	331, 500	369, 800	385, 700	405, 900	
72	232, 900	286, 600	332, 200	370, 400	386, 300	406, 200	
73	233, 700	287, 400	332, 700	370, 700	386, 600	406, 400	
74	234, 400	287, 900	333, 300	371, 300	387, 000	406, 700	
75	235, 100	288, 300	333, 800	372, 000	387, 400	407, 000	
76	235, 700	288, 800	334, 400	372, 600	387, 800	407, 200	
77	236, 400	288, 900	334, 700	373, 000	388, 100	407, 400	
78	237, 200	289, 300	335, 200	373, 500	388, 400	407, 700	
79	238, 000	289, 500	335, 600	374, 100	388, 700	408, 000	
80	238, 700	289, 900	336, 100	374, 600	389, 000	408, 200	
81	239, 400	290, 100	336, 500	375, 100	389, 200	408, 400	
82	240, 100	290, 300	337, 000	375, 700	389, 500	408, 700	
83	240, 800	290, 700	337, 500	376, 200	389, 800	409, 000	
84	241, 500	291, 000	338, 000	376, 500	390, 000	409, 200	
85	242, 100	291, 300	338, 300	376, 900	390, 200	409, 400	
86	242, 800	291, 600	338, 700	377, 400	390, 500		
87	243, 500	291, 900	339, 200	377, 800	390, 800		
88	244, 200	292, 300	339, 600	378, 200	391, 000		
89	244, 900	292, 600	339, 900	378, 600	391, 200		
90	245, 400	293, 000	340, 300	379, 100	391, 500		
91	245, 800	293, 300	340, 800	379, 500	391, 800		
92	246, 300	293, 700	341, 200	379, 900	392, 000		

93	246, 600	293, 800	341, 400	380, 200	392, 200		
94		294, 000	341, 800				
95		294, 400	342, 300				
96		294, 800	342, 700				
97		295, 000	342, 800				
98		295, 300	343, 300				
99		295, 700	343, 700				
100		296, 100	344, 000				
101		296, 300	344, 300				
102		296, 600	344, 700				
103		297, 000	345, 100				
104		297, 300	345, 500				
105		297, 500	346, 000				
106		297, 800	346, 400				
107		298, 200	346, 800				
108		298, 500	347, 200				
109		298, 700	347, 700				
110		299, 100	348, 100				
111		299, 500	348, 400				
112		299, 800	348, 700				
113		299, 900	349, 200				
114		300, 200					
115		300, 500					
116		300, 900					
117		301, 100					
118		301, 300					
119		301, 600					
120		301, 900					
121		302, 300					
122		302, 500					
123		302, 800					
124		303, 100					
125		303, 400					

再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

第2条 美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(扶養手当) 第10条 (略) 2 前項の扶養親族とは次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養をうけているものをいう。 (1) (略) (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 <u>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u> (4) (略) (5) (略) (6) (略) 3 <u>扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円とする。</u> 4 (略) 第11条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。	(扶養手当) 第10条 (略) 2 前項の扶養親族とは次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養をうけているものをいう。 (1) (略) (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 (3) (略) (4) (略) (5) (略) 3 <u>扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族について13,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者がない場合にあってはそのうち1人については11,000円)とする。</u> 4 (略) 第11条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、そ

(1) (略)

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による

の職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を任命権者に届け出なければならない。

(1) (略)

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経

届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族

過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第7項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の85（特定管理職員にあつては、100分の105）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40（特定管理職員にあつては、100分の50）を乗じて得た額の総額

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第7項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の80（特定管理職員にあつては、100分の100）、12月に支給する場合においては100分の90（特定管理職員にあつては、100分の110）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の37.5（特定管理職員にあつては、100分の

3～5 (略) 附 則 10 附則第7項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の1.275</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の1.575</u>）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の85</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の105</u>）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。	<u>の47.5）、12月に支給する場合においては100分の42.5（特定管理職員にあつては100分の52.5）を乗じて得た額の総額</u> 3～5 (略) 附 則 10 附則第7項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>6月に支給する場合においては100分の1.2</u>（特定管理職員にあつては<u>100分の1.5</u>）、<u>12月に支給する場合においては100分の1.35</u>（特定管理職員にあつては<u>100分の1.65</u>）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に<u>6月に支給する場合においては100分の80</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の100</u>）、<u>12月に支給する場合においては100分の90</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の110</u>）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。
---	--

（美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年美濃加茂市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（給与の特例） 第7条 (略) 2 (略) 3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項に規定する給料表<u>（以下この項において「給料表」とい</u>	（給与の特例） 第7条 (略) 2 (略) 3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項に規定する給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の

う。)に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、その給料月額を、給料表6号給の給料月額に、その額と給料表5号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。

4～6 (略)

(給与条例の適用除外等)

第9条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員（美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年美濃加茂市条例第2号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

別表（第7条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	<u>372,000</u>
2	<u>420,000</u>
3～6	(略)

規定にかかわらず、その給料月額を、同表6号給の給料月額に、その額と同表5号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。

4～6 (略)

(給与条例の適用除外等)

第9条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員（美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年美濃加茂市条例第2号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第20条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の157.5」とする。

別表（第7条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	<u>371,000</u>
2	<u>419,000</u>
3～6	(略)

第4条 美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第9条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第19	第9条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第19

条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員（美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年美濃加茂市条例第2号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。	条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員（美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年美濃加茂市条例第2号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。
---	---

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中第14条の規定 平成29年1月1日
 - (2) 第2条及び第4条の規定 平成29年4月1日
- 2 第1条の規定（美濃加茂市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。第21条第2項及び附則第10項の規定を除く。）による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）及び第3条の規定（美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第9条第2項の規定を除く。）による改正後の任期付職員条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用し、第1条の規定（第21条第2項及び附則第10項の規定に限る。）による改正後の給与条例及び第3条の規定（第9条第2項の規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（給与の内払）
- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の美濃加茂市職員の給与に関する条例に基づいて支給された給与（美濃加茂市職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成26年美濃加茂市条例第34号。以下この項において「平成26年改正条例」という。）附則第7項の規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第3条の規定による改正前の美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第7項の規定による給料を含む。）又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の美濃加茂市職員の給与に関する条例第10条第3項及び第11条の規定の適用については、第10条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者という。」）については1万円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については1万円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、第11条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項中「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。）」とあるのは、

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第3号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定

を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

（規則への委任）

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市の規則で定める。

議第 7 3 号

美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例について

美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例

(美濃加茂市税条例の一部改正)

第 1 条 美濃加茂市税条例（昭和 2 9 年美濃加茂市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(納期限後に <u>納付し</u> 、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)	(納期限後に <u>納付し又は</u> 納入する税金又は納入金に係る延滞金)
第 1 2 条 納税者又は特別徴収義務者は、第 3 0 条、第 3 2 条の 4、第 3 2 条の 4 の 2 若しくは第 3 2 条の 4 の 5（第 3 4 条の 7 の 2 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第 3 2 条の 5 の 4 第 1 項（第 3 2 条の 5 の 5 第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第 3 2 条の 6 第 1 項（法第 3 2 1 条の 8 第 2 2 項及び第 2 3 項の申告書に係る部分を除く。）、第 3 4 条の 7、第 4 8 条、第 6 7 条第 2 項、第 8 0 条第 1 項若しくは第 2 項、第 8 4 条第 2 項、第 8 7 条、第 1 2 6 条第 1 項又は第 1 3 8 条第 3 項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあつたときは、その延長された納	第 1 2 条 納税者又は特別徴収義務者は、第 3 0 条、第 3 2 条の 4、第 3 2 条の 4 の 2 若しくは第 3 2 条の 4 の 5（第 3 4 条の 7 の 2 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第 3 2 条の 5 の 4 第 1 項（第 3 2 条の 5 の 5 第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第 3 2 条の 6 第 1 項（法第 3 2 1 条の 8 第 2 2 項及び第 2 3 項の申告書に係る部分を除く。）、第 3 4 条の 7、第 4 8 条、第 6 7 条第 2 項、第 8 0 条第 1 項若しくは第 2 項、第 8 4 条第 2 項、第 8 7 条、第 1 2 6 条第 1 項又は第 1 3 8 条第 3 項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当

期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。

(1) (略)

(2) 第80条第1項若しくは第2項の申告書又は第126条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)
当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第80条第1項若しくは第2項の申告書又は第126条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額
当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) (略)

(5) 第32条の6第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)
に係る税額(次号に掲げるものを除く。)
当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

期限とする。以下第1号及び第2号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し又は納入書によつて納入しなければならない。

(1) (略)

(2) 第32条の6第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)
第80条第1項若しくは第2項の申告書又は第126条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)
当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第32条の6第1項の申告書(法第321条の8第2項及び第23項の申告書を除く。)、第80条第1項若しくは第2項の申告書又は第126条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額
当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) (略)

(6) 第32条の6第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

（普通徴収に係る個人の市民税の賦課後の変更又は決定及びこれに係る延滞金の徴収）

第32条の2 普通徴収の方法によつて徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告等又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定により閲覧し、その賦課した税額を変更し若しくは賦課する必要を認めた場合には、すでに第27条第1号ただし書若しくは第2号又は第28条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであつた税額のうち、その決定があつた日までの納期に係る分（以下この条において「不足税額」という。）を追徴する。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があつた日までの納期の数で除して得た額に第30条の各納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。次項及び第4項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽り

（普通徴収に係る個人の市民税の賦課後の変更又は決定及びこれに係る延滞金の徴収）

第32条の2 普通徴収の方法によつて徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告等又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定によつて閲覧し、その賦課した税額を変更し若しくは賦課する必要を認めた場合においては、すでに第27条第1号ただし書若しくは第2号又は第28条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであつた税額のうち、その決定があつた日までの納期に係る分（以下次項において「不足税額」と総称する。）を追徴する。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があつた日までの納期の数で除して得た額に第30条の各納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。次項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽り

その他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があつたことにより、当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。)を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があつた後にされた当該所得税に係る更正を除く。)をしたことに基因して、第30条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から同項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

- 4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまで

その他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があつたことにより、当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。)を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があつた後にされた当該所得税に係る更正を除く。)をしたことに基因して、第30条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から第1項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

の部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第30条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額変更に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

（法人の市民税の申告納付）

第32条の6 （略）

2 （略）

3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には当該税額に、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式

（法人の市民税の申告納付）

第32条の6 （略）

2 （略）

3 法第321条の8第22項の申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には当該税額に、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によ

による納付書によつて納付しなければならない。

4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為による市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他

つて納付しなければならない。

4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為による市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

6 （略）

7 （略）

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手續）

第32条の8 （略）

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額があ

5 （略）

6 （略）

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手續）

第32条の8 （略）

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額につ

る場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 3 前項の場合において、法第321条の1第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。))若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。))による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

いても同条第1項、第2項又は第4項の納期限によるものとする。なお、納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 3 前項の場合において、法第321条の1第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。))若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- 4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき減額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他の不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修

正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

(固定資産税の徴収方法について)

第49条 (略)

2 (略)

3 前項の規定によつて固定資産税を賦課した後において、法第389条第1項の規定による通知が行われ、当該通知に基づいて算定した当該年度分の固定資産税（以下本項において「本算定税額」という。）にすでに賦課した固定資産税額が満たない場合においては、当該通知が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、すでに徴収した固定資産税額が本算定税額を超える場合においては法第17条又は法第17条の2の規定の例によつて、その過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

(固定資産税の減免)

第52条 (略)

2 前項の規定によつて固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 減免を受けようとする事由及び前項第3号の固定資産にあつては、その被害の状況

3 (略)

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第72条 (略)

第35条の2 削除

(固定資産税の徴収方法について)

第49条 (略)

2 (略)

3 前項の規定によつて固定資産税を賦課した後において、法第389条第1項の規定による通知が行われ、当該通知に基づいて算定した当該年度分の固定資産税（以下本項において「本算定税額」という。）にすでに賦課した固定資産税額が満たない場合においては、当該通知が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、すでに徴収した固定資産税額が本算定税額を超える場合においては法第17条又は法第17条の2の規定の例によつて、その過納額を還付し又は当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

(固定資産税の減免)

第52条 (略)

2 前項の規定によつて固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 減免を受けようとする事由及び第1項第3号の固定資産にあつては、その被害の状況

3 (略)

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第72条 (略)

2 (略)

3 第1項第2号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 (略)

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第3条の2 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第26条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

(免税点の適用に関する特例)

第11条 附則第8条又は前条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第42条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第8条又は前条の規定の適用を受ける宅地等又は農地については、これらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとする。

2 (略)

3 第1項第2号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、第71条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 (略)

附 則

第3条の2 削除

第10条の2 削除

(免税点の適用に関する特例)

第11条 附則第8条又は第10条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第42条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第8条又は第10条の規定の適用を受ける宅地等又は農地については、これらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとする。

(軽自動車税の税率の特例)

第13条 (略)

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

(軽自動車税の税率の特例)

第13条 (略)

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

(居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条の3第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、附則第17条第1項の規定により当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第26条第1項及び第2項並びに第26条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第26条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 (略)

(居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条の3第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、附則第17条第1項の規定により当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する市民税の所得割の額は、同項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第26条第1項及び第2項並びに第26条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（第2項第1号の規定により読み替えて適用される第26条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 (略)

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第21条の4 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）
第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第26条及び第26条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第26条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1）第26条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第21条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

（2）第26条の7から第26条の9まで、第26条の10第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項の規定の適用については、第26条の7中「所得割の額」とあるの

は「所得割の額及び附則第21条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の8第1項前段、第26条の9、第26条の10第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする

。

- (3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第21条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定

対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第4条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第26条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第26条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第26条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。
- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第28条の2第1項の規定によ

る申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第28条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第26条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第21条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第26条の7から第26条の9まで、第26条の10第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項の規定の適用については、第26条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の8第1項前段、第26条の9、第26条の10第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第27条の規定の適用については、同

条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第21条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第4条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第21条の5 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第26条及び第26条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第26条の3の規定の適用がある

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第21条の4 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第26条及び第26条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第26条の3の規定の適用がある

場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第26条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第21条の5第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第26条の7から第26条の9まで、第26条の10第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項の規定の適用については、第26条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の8第1項前段、第26条の9、第26条の10第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の5第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第21条

場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第26条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第21条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第26条の7から第26条の9まで、第26条の10第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第26条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の8第1項前段、第26条の9、第26条の10第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第21条

の5第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第4条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条の5第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第26条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第26条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第26条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に1

の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第4条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第26条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第26条及び第26条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第26条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の

00分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 （略）

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第26条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第21条の5第3項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第26条の7から第26条の9まで、第26条の10第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項の規定の適用については、第26条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の8第1項前段、第26条の9、第26条の10第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに第21条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び第21条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 （略）

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第26条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第21条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第26条の7から第26条の9まで、第26条の10第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第26条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の8第1項前段、第26条の9、第26条の10第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第26条の10第1項中「第26条第4項」とあるのは「附則第21条の4第4項」とする。

- | | |
|--|--|
| <p>(3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>第21条の5第3項後段</u>に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項</u>に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは<u>配当所得の金額</u>」とする。</p> <p>(4) 附則第4条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第21条の5第3項後段</u>に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第21条の5第3項後段</u>の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第26条の10の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは<u>附則第21条の5第3項前段</u>に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第28条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の</p> | <p>(3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第21条の4第3項</u>に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約等実施特例法第3条の2第20項</u>に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は<u>配当所得の金額</u>」とする。</p> <p>(4) 附則第4条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第21条の4第3項</u>に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第21条の4第3項</u>の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第26条の10の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは<u>附則第21条の4第3項</u>に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第28条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載</p> |
|--|--|

記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は第26条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。 （保険料に係る個人の市民税の課税の特例） 第21条の6 （略）	がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は第26条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。 （保険料に係る個人の市民税の課税の特例） 第21条の5 （略）
---	---

（美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例（平成27年美濃加茂市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
附 則 （市たばこ税に関する経過措置） 第4条 （略） 2～6 （略） 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、<u>美濃加茂市税条例第12条、第80条第4項及び第5項、第82条の2並びに第83条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定</u>中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			附 則 （市たばこ税に関する経過措置） 第4条 （略） 2～6 （略） 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、<u>改正後の条例第12条、第80条第4項及び第5項、第82条の2並びに第83条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる改正後の条例の規定</u>中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第12条	第80条第1項若しくは第2項、	美濃加茂市税条例等の一部を改	第12条	第80条第1項若しくは第2項、	美濃加茂市税条例等の一部を改

		正する条例（平成２７年美濃加茂市条例第２８号。以下この条及び第２章第４節において「平成２７年改正条例」という。） <u>附則第４条第６項</u>			正する条例（平成２７年美濃加茂市条例第２８号。以下この条及び第２章第４節において「平成２７年改正条例」という。） <u>附則第５条第６項</u>
第１２条第２号	第８０条第１項若しくは第２項	平成２７年改正条例 <u>附則第４条第５項</u>	第１２条第２号	第８０条第１項若しくは第２項	平成２７年改正条例 <u>附則第５条第５項</u>
第１２条第３号	第８０条第１項若しくは第２項の申告書又は第１２６条第１項の申告書でその提出期限	平成２７年改正条例 <u>附則第４条第６項</u> の納期限	第１２条第３号	<u>第３２条の６第１項の申告書（法第３２１条の８第２項及び第２３項の申告書を除く。）</u> 、第８０条第１項若しくは第２項の申告書又は第１２６条第１項の申告書でその提出期限	平成２７年改正条例 <u>附則第５条第６項</u> の納期限
第８０条第４項	(略)		第８０条第４項	(略)	
第８０条第５項	第１項又は第２項	平成２７年改正条例 <u>附則第４条第６項</u>	第８０条第５項	第１項又は第２項	平成２７年改正条例 <u>附則第５条第６項</u>
第８２条の２第１項	第８０条第１項又は第２項	平成２７年改正条例 <u>附則第４条第５項</u>	第８２条の２第１項	第８０条第１項又は第２項	平成２７年改正条例 <u>附則第５条第５項</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
第８３条第２項	第８０条第１項又は第２項	平成２７年改正条例 <u>附則第４条第６項</u>	第８３条第２項	第８０条第１項又は第２項	平成２７年改正条例 <u>附則第５条第６項</u>

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中美濃加茂市税条例附則第13条の規定 平成29年4月1日

(2) 第1条中美濃加茂市税条例附則第3条の2の規定 平成30年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の美濃加茂市税条例（以下「改正後の条例」という。）第32条の2第4項の規定は、平成29年1月1日以後に改正後の条例第32条の2第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

2 改正後の条例附則第3条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 改正後の条例第32条の6第5項及び第32条の8第4項の規定は、平成29年1月1日以後に改正後の条例第32条の6第3項又は第32条の8第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

4 改正後の条例附則第21条の4の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 改正後の条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議第 7 4 号

美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
について

美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例（平成 2 7 年美濃加茂市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
(保育園の名称等)			(保育園の名称等)		
第 3 条 保育園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。			第 3 条 保育園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
太田第一 保育園	美濃加茂市太田本町五 丁目 3 番 2 4 号	7 5 人	太田第一 保育園	美濃加茂市太田本町五 丁目 3 番 2 4 号	6 0 人
太田第二 保育園	美濃加茂市西町三丁目 2 4 9 番地 1	1 1 0 人	太田第二 保育園	美濃加茂市西町三丁目 2 4 9 番地 1	1 1 0 人
古井第一 保育園	美濃加茂市本郷町二丁 目 8 番 1 号	1 4 5 人	古井第一 保育園	美濃加茂市本郷町二丁 目 8 番 1 号	1 4 0 人
古井第二 保育園	美濃加茂市古井町下古 井 2 0 7 番地	8 0 人	古井第二 保育園	美濃加茂市古井町下古 井 2 0 7 番地	8 0 人
蜂屋保育 園	美濃加茂市蜂屋町中蜂 屋 4 4 7 4 番地	9 5 人	山之上保 育園	美濃加茂市山之上町 2 8 1 2 番地 1	7 0 人
加茂野保 育園	美濃加茂市加茂野町鷹 之巣 1 4 5 3 番地	1 9 5 人	蜂屋保育 園	美濃加茂市蜂屋町中蜂 屋 4 4 7 4 番地	9 5 人
ほくぶ保	美濃加茂市伊深町 1 5	4 5 人	加茂野保	美濃加茂市加茂野町鷹	1 9 5 人

育園	6 3 番地 3		育園	之巢 1 4 5 3 番地	
下米田保 育園	美濃加茂市下米田町今 1 0 9 番地 2	9 0 人	ほくぶ保 育園	美濃加茂市伊深町 1 5 6 3 番地 3	4 5 人
(休園日)			(休園日)		
第 5 条 保育を行わない日（以下「休園日」という。）は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、休園日に保育を行い、又は保育を行う日を休園日とすることができる。			第 5 条 保育を行わない日（以下「休園日」という。）は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、休園日に保育を行い、又は保育を行う日を休園日とすることができる。		
(1)・(2) (略)			(1)・(2) (略)		
(3) 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日			(3) 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日 <u>（前号に掲げる日を除く。）</u>		
(入園の申込み)			(入園申込)		
第 8 条 支給認定子どもを保育園に入園させようとする者は、あらかじめ市長に <u>申込み</u> 、承諾を得なければならない。			第 8 条 支給認定子どもを保育園に入園させようとする者は、あらかじめ市長に <u>申し込み</u> 、承諾を得なければならない。		

附 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

議第 7 5 号

平成 2 8 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 6 号）

平成 2 8 年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 8 1 , 9 3 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 1 , 7 4 3 , 1 0 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加及び変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		478,208	125	478,333
	1 分担金	51	125	176
14 国庫支出金		2,394,343	175,118	2,569,461
	1 国庫負担金	1,757,656	16,120	1,773,776
	2 国庫補助金	623,557	158,998	782,555
15 県支出金		1,236,837	33,942	1,270,779
	1 県負担金	730,410	22,902	753,312
	2 県補助金	361,886	11,040	372,926
17 寄附金		300,005	500,134	800,139
	1 寄附金	300,005	500,134	800,139
19 繰越金		1,707,273	53,920	1,761,193
	1 繰越金	1,707,273	53,920	1,761,193
21 市債		1,456,200	118,700	1,574,900
	1 市債	1,456,200	118,700	1,574,900
歳入合計		20,861,166	881,939	21,743,105

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		166,349	663	167,012
	1 議 会 費	166,349	663	167,012
2 総 務 費		3,425,239	485,392	3,910,631
	1 総務管理費	2,929,416	490,042	3,419,458
	2 徴 税 費	338,369	△4,650	333,719
3 民 生 費		6,816,870	177,650	6,994,520
	1 社会福祉費	3,526,848	195,474	3,722,322
	2 児童福祉費	2,945,540	△8,774	2,936,766
	3 生活保護費	344,282	△9,050	335,232
4 衛 生 費		1,443,253	△2,420	1,440,833
	1 保健衛生費	567,417	△2,750	564,667
	2 清 掃 費	875,836	330	876,166
5 農林業費		604,375	12,890	617,265
	1 農 業 費	427,687	4,990	432,677
	2 林 業 費	176,688	7,900	184,588
6 商 工 費		810,691	2,080	812,771
	1 商 工 費	810,691	2,080	812,771
7 土 木 費		2,436,816	59,604	2,496,420
	2 道路橋りょう費	576,709	△11,670	565,039
	3 河 川 費	126,088	43,250	169,338
	4 都市計画費	1,688,798	28,024	1,716,822
9 教 育 費		2,744,785	146,080	2,890,865
	1 教育総務費	371,635	1,500	373,135
	2 小学校費	569,421	6,739	576,160
	3 中学校費	96,621	120,631	217,252
	5 社会教育費	891,554	7,080	898,634
	6 保健体育費	713,998	10,130	724,128
歳 出 合 計		20,861,166	881,939	21,743,105

第2表

地 方 債 補 正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
中学校大規模改造事業	千円 101,900	証書借入	年4.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその借入先と協定するものによる。ただし、市財政の都合により繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前		補 正 後	
	限 度 額	利 率	限 度 額	利 率
加茂川総合内水対策事業	千円		千円	
	38,800	年4.0%以内	55,600	年4.0%以内

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 12 分担金及び負担金
(項) 1 分 担 金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
12		分担金及び負担金	478,208	125	478,333
	1	分 担 金	51	125	176
	2	農林業費分担金	0	125	125

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 農業費分担金	125	1 かんがい排水事業分担金

(款) 14 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
14		国庫支出金	2,394,343	175,118	2,569,461
	1	国庫負担金	1,757,656	16,120	1,773,776
	1	民生費国庫負担金	1,755,528	16,120	1,771,648
	2	国庫補助金	623,557	158,998	782,555
	2	民生費国庫補助金	115,209	129,583	244,792
	6	土木費国庫補助金	269,174	11,200	280,374
	7	教育費国庫補助金	183,682	18,215	201,897

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会福祉費 負担金	15,700	1 介護給付費負担金 2 訓練等給付費負担金	14,500 1,200
2 児童福祉費 負担金	420	1 母子生活支援施設入所措置費	
1 社会福祉費 補助金	129,583	1 臨時福祉給付金補助金（追加分）	
2 都市計画費 補助金	11,200	1 社会資本整備総合交付金（加茂川総合内水対策事業）	
2 中学校費補 助金	18,215	1 学校環境改善交付金（大規模改造（トイレ）事業）	

(款) 15 県支出金
(項) 1 県負担金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		県支出金	1,236,837	33,942	1,270,779
	1	県負担金	730,410	22,902	753,312
	1	民生費県負担金	703,393	8,060	711,453
	3	土木費県負担金	18,675	14,842	33,517
	2	県補助金	361,886	11,040	372,926
	2	民生費県補助金	249,449	5,600	255,049
	4	農林業費県補助金	63,777	5,440	69,217

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 社会福祉費負担金	7,850	1 介護給付費負担金 7,250 2 訓練等給付費負担金 600
2 児童福祉費負担金	210	1 母子生活支援施設入所措置費
1 都市計画費負担金	14,842	1 地籍調査費負担金
2 福祉医療費補助金	5,600	1 重度心身障害者医療費補助金 2,148 2 乳幼児等医療費補助金 1,883 3 母子家庭等医療費補助金 1,789 4 父子家庭医療費補助金 △220
1 農業費補助金	750	1 清流の国ぎふ推進補助金（農業用施設事業）
2 林業費補助金	4,690	1 野生獣被害集落緊急支援事業費補助金 2,000 2 清流の国ぎふ森林・環境基金事業（里山林整備事業等） 2,690

(款) 17 寄 附 金
(項) 1 寄 附 金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
17		寄 附 金	300,005	500,134	800,139
	1	寄 附 金	300,005	500,134	800,139
	1	一般寄附金	300,000	500,000	800,000
	5	衛生費寄附金	0	134	134

(一般会計)

(単位：千円)

[illegible]

(款) 19 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
19			繰越金	1,707,273	53,920	1,761,193
	1		繰越金	1,707,273	53,920	1,761,193
		1	繰越金	1,707,273	53,920	1,761,193

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰 越 金	53,920	1 前年度繰越金

(款) 21 市 債
(項) 1 市 債

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
21			市 債	1,456,200	118,700	1,574,900
	1		市 債	1,456,200	118,700	1,574,900
		1	土 木 債	257,300	16,800	274,100
		3	教 育 債	353,100	101,900	455,000

(一般会計)

(單位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 河 川 債	16,800	1 社会資本整備総合交付金事業（加茂川総合内水対策事業）
3 中学校債	101,900	1 学校環境改善交付金事業（大規模改造（トイレ）事業）

3 歳 出

(款) 1 議会費
(項) 1 議会費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
1			議 会 費	166,349	663	167,012		663
	1		議 会 費	166,349	663	167,012		663
		1	議 会 費	166,349	663	167,012		663

(一般会計)

(單位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
1 報酬	663	議員報酬	議員費 663

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
2		総 務 費		3,425,239	485,392	3,910,631	500,000	△14,608
	1	総務管理費		2,929,416	490,042	3,419,458	500,000	△9,958
	1	一般管理費		839,645	△8,358	831,287		△8,358
	6	企 画 費		594,389	500,000	1,094,389	寄附金 500,000	
	13	定住自立圏 構想推進費		20,671	△1,600	19,071		△1,600
2		徴 税 費		338,369	△4,650	333,719		△4,650
	1	税務総務費		181,917	△4,650	177,267		△4,650

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	△2,000	一般職給	人件費 嘱託職員給 △13,358 5,000
3 職員手当等	△5,858	扶養手当 △250 地域手当 △600 通勤手当 △700 時間外勤務手当 △2,000 期末手当 △1,400 児童手当 △900 特別職期末手当 192 一般職退職手当負担金 △200	
4 共 済 費	△500	職員共済組合負担金 △5,500 嘱託職員健康保険等負担金 5,000	
8 報 償 費	232,600	ふるさと納税返礼品	ふるさと納税推進事業 500,000
9 旅 費	156	普通旅費	
11 需 用 費	1,842	消耗品費 384 印刷製本費 1,458	
12 役 務 費	6,578	郵便料 1,148 広告料 432 ふるさと納税代理納付システム利用 料 4,968 公金取扱手数料（ふるさと納税郵便 局振込取扱票による支払） 30	
13 委 託 料	13,824	ふるさと納税広告掲載等PR業務	
25 積 立 金	245,000	ふるさと納税基金積立金	
7 賃 金	△1,600	嘱託職員賃金	嘱託職員給 △1,600
2 給 料	△4,000	一般職給	人件費 嘱託職員給 △6,250 1,600
3 職員手当等	△1,250	扶養手当 △100 地域手当 △50 住居手当 △200 期末手当 △300 勤勉手当 △200 一般職退職手当負担金 △400	

(款)	2	總務費
(項)	2	徵稅費

[illegible]

(一般会計)

(単位：千円)

[illegible]

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
3		民 生 費	6,816,870	177,650	6,994,520	159,363	18,287
	1	社会福祉費	3,526,848	195,474	3,722,322	158,733	36,741
	3	老人福祉費	688,346	10,760	699,106		10,760
	5	自立支援費	892,918	31,400	924,318	国庫支出金 15,700 県支出金 7,850	7,850
	6	福祉医療費	573,564	21,000	594,564	県支出金 5,600	15,400
	9	臨時福祉給 付金給付費	56,130	132,314	188,444	国庫支出金 129,583	2,731
	2	児童福祉費	2,945,540	△8,774	2,936,766	630	△9,404
	1	児童福祉総 務費	98,649	4,410	103,059	国庫支出金 420 県支出金 210	3,780

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
7 賃 金	300	嘱託職員賃金	介護保険会計繰出金（人件事務費） 10,460
28 繰 出 金	10,460	介護保険会計繰出金（人件事務費）	嘱託職員給 300
20 扶 助 費	31,400	介護給付費 29,000 訓練等給付費 2,400	自立支援費介護給付事業 29,000 自立支援費訓練等給付事業 2,400
20 扶 助 費	21,000	福祉医療費助成	福祉医療費助成事業 21,000
3 職員手当等	300	時間外勤務手当	臨時福祉給付金給付事業 2,731 臨時福祉給付金給付事業（追加分） 129,283
11 需 用 費	500	消耗品費 90 印刷製本費 410	人件費 300
12 役 務 費	1,952	郵便料 1,304 口座振込手数料 648	
13 委 託 料	6,801	給付事務 2,783 システム改修 4,018	
14 使用料及び 賃借料	30	コピー機使用料	
19 負担金、補 助及び交付 金	120,000	臨時福祉給付金	
23 償還金、利 子及び割引 料	2,731	国庫補助金返還金	
2 給 料	850	一般職給	母子家庭等支援事業 840 人件費 3,570
3 職員手当等	2,720	扶養手当 300 地域手当 40 時間外勤務手当 1,600 管理職手当 10 期末手当 350 勤勉手当 200 児童手当 120 一般職退職手当負担金 100	

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	2	児童手当費	1,321,621	110	1,321,731		110
	3	児童保育費	651,875	1,756	653,631		1,756
	4	保育園施設費	726,448	△25,000	701,448		△25,000
	5	カナリヤの家費	46,068	9,950	56,018		9,950
3		生活保護費	344,282	△9,050	335,232		△9,050
	1	生活保護総務費	47,411	△9,050	38,361		△9,050

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
13 委 託 料	840	母子生活支援施設入所措置	
2 給 料	50	一般職給	人件費 110
3 職員手当等	60	期末手当 10 勤勉手当 50	
23 償還金、利 子及び割引 料	1,756	国庫補助金返還金	私立保育園運営費等補助事業 1,756
7 賃 金	△25,000	嘱託職員賃金 △13,000 臨時職員賃金 △12,000	嘱託職員給 △25,000
2 給 料	3,300	一般職給	人件費 6,650 嘱託職員給 3,300
3 職員手当等	2,600	地域手当 100 期末手当 1,000 勤勉手当 800 一般職退職手当負担金 700	
4 共 済 費	750	職員共済組合負担金	
7 賃 金	3,300	嘱託職員賃金	
2 給 料	△4,500	一般職給	人件費 △9,050
3 職員手当等	△2,550	扶養手当 △300 地域手当 △150 期末手当 △1,000 勤勉手当 △400 児童手当 △200 一般職退職手当負担金 △500	
4 共 済 費	△2,000	職員共済組合負担金	

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
4		衛 生 費	1,443,253	△2,420	1,440,833	134	△2,554
	1	保健衛生費	567,417	△2,750	564,667		△2,750
	1	保健衛生総務費	266,697	△2,750	263,947		△2,750
	2	清 掃 費	875,836	330	876,166	134	196
	3	環境整備費	13,952	330	14,282	寄附金 134	196

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	△3,500	一般職給	人件費 嘱託職員給 △6,050 3,300
3 職員手当等	△1,550	扶養手当 △150 地域手当 △100 住居手当 △500 期末手当 △400 児童手当 △100 一般職退職手当負担金 △300	
4 共 済 費	△1,000	職員共済組合負担金	
7 賃 金	3,300	嘱託職員賃金	
15 工事請負費	330	ビニールカーテン取付	環境基本計画推進事業 330

(款) 5 農林業費
(項) 1 農業費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
5		農林業費	604,375	12,890	617,265	5,565	7,325
	1	農業費	427,687	4,990	432,677	875	4,115
		1 農業委員会費	31,592	1,880	33,472		1,880
		2 農業総務費	50,378	1,000	51,378		1,000
		4 畜産業費	5,180	110	5,290		110
		6 農地費	302,656	2,000	304,656	県支出金 750 分担金負担金 125	1,125
	2	林業費	176,688	7,900	184,588	4,690	3,210
		1 林業振興費	176,688	7,900	184,588	県支出金 4,690	3,210

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	250	一般職給	人件費 1,880
3 職員手当等	1,630	扶養手当 450 地域手当 30 住居手当 30 通勤手当 180 期末手当 200 勤勉手当 300 児童手当 420 一般職退職手当負担金 20	
7 賃 金	1,000	嘱託職員賃金	嘱託職員給 1,000
2 給 料	50	一般職給	人件費 110
3 職員手当等	60	期末手当 10 勤勉手当 50	
15 工事請負費	2,000	土地改良施設改修 1,500 土地改良施設維持補修 500	農業用施設事業 2,000
2 給 料	1,100	一般職給	有害鳥獣捕獲対策事業 2,000 森林整備支援事業 2,690 人件費 3,210
3 職員手当等	1,610	扶養手当 350 地域手当 60 通勤手当 50 期末手当 400 勤勉手当 300 児童手当 250 一般職退職手当負担金 200	
4 共 済 費	500	職員共済組合負担金	
19 負担金、補助及び交付金	4,690	鳥獣被害防止対策補助金 2,000 里山林整備補助金 2,690	

(款) 6 商工費
(項) 1 商工費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
6			商 工 費	810,691	2,080	812,771		2,080
	1		商 工 費	810,691	2,080	812,771		2,080
		1	商工総務費	116,294	1,000	117,294		1,000
		4	観 光 費	38,269	1,080	39,349		1,080

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
7 賃 金	1,000	嘱託職員賃金	嘱託職員給 1,000
15 工事請負費	1,080	中山道会館駐車場修繕	中山道観光推進事業 1,080

(款) 7 土木費
(項) 2 道路橋りょう費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
7			土 木 費	2,436,816	59,604	2,496,420	42,842	16,762
	2		道路橋りょう費	576,709	△11,670	565,039		△11,670
		1	道路維持費	207,341	1,130	208,471		1,130
		2	道路新設改良費	273,368	△12,800	260,568		△12,800
	3		河 川 費	126,088	43,250	169,338	28,000	15,250
		1	河川総務費	126,088	43,250	169,338	国庫支出金 11,200 市債 16,800	15,250
	4		都市計画費	1,688,798	28,024	1,716,822	14,842	13,182
		1	都市計画総務費	165,224	28,024	193,248	県支出金 14,842	13,182

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	300	一般職給	人件費 1,130
3 職員手当等	830	扶養手当 160 地域手当 20 期末手当 200 勤勉手当 400 一般職退職手当負担金 50	
2 給 料	△6,000	一般職給	人件費 △12,800
3 職員手当等	△4,300	扶養手当 △300 地域手当 △200 住居手当 △300 期末手当 △1,800 勤勉手当 △700 一般職退職手当負担金 △1,000	
4 共 済 費	△2,500	職員共済組合負担金	
2 給 料	1,700	一般職給	加茂川総合内水対策事業 40,000 人件費 3,250
3 職員手当等	850	地域手当 100 通勤手当 50 期末手当 400 勤勉手当 300	
4 共 済 費	700	職員共済組合負担金	
13 委 託 料	6,860	前平公園雨水貯留施設測量設計	
15 工事請負費	33,000	加茂川水位・流量センサー設置	
17 公有財産購入費	140	加茂川水位・流量センサー設置用地	
1 報 酬	231	地籍調査推進員	地籍調査委託事業 20,564 人件費 7,460
2 給 料	2,100	一般職給	
3 職員手当等	5,210	扶養手当 400 地域手当 100	

(款) 7 土木費
(項) 4 都市計画費

[illegible]

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
		住居手当 350 時間外勤務手当 2,500 管理職手当 10 期末手当 600 勤勉手当 450 児童手当 450 一般職退職手当負担金 350	
4 共 済 費	150	職員共済組合負担金	
11 需 用 費	135	印刷製本費	
12 役 務 費	33	郵便料	
13 委 託 料	20,165	地籍調査	

(款) 9 教育費
(項) 1 教育総務費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
9		教 育 費	2,744,785	146,080	2,890,865	120,115	25,965
	1	教育総務費	371,635	1,500	373,135		1,500
	3	教育センター費	46,987	1,500	48,487		1,500
	2	小学校費	569,421	6,739	576,160		6,739
	1	小学校管理費	539,668	6,739	546,407		6,739
	3	中学校費	96,621	120,631	217,252	120,115	516
	1	中学校管理費	70,166	120,631	190,797	国庫支出金 18,215 市債 101,900	516
	5	社会教育費	891,554	7,080	898,634		7,080
	2	交流センター費	384,041	4,650	388,691		4,650
	4	図書館費	109,537	△3,500	106,037		△3,500
	7	文化の森費	190,000	5,930	195,930		5,930

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
7 賃 金	1,500	嘱託職員賃金	嘱託職員給 1,500
13 委 託 料	6,739	小学校緊急トイレ洋式化設計	小学校施設営繕工事 6,739
13 委 託 料	4,051	中学校緊急トイレ洋式化設計 421 西中学校大規模改造施工監理 3,630	中学校施設営繕工事 421 中学校大規模改修事業 120,210
15 工事請負費	116,580	西中学校大規模改造	
2 給 料	2,700	一般職給	人件費 4,250 嘱託職員給 400
3 職員手当等	1,150	地域手当 80 住居手当 300 通勤手当 50 期末手当 300 勤勉手当 300 児童手当 120	
4 共 済 費	400	職員共済組合負担金	
7 賃 金	400	嘱託職員賃金	
2 給 料	△1,000	一般職給	人件費 △3,500
3 職員手当等	△1,500	扶養手当 △100 期末手当 △600 勤勉手当 △200 一般職退職手当負担金 △600	
4 共 済 費	△1,000	職員共済組合負担金	
2 給 料	2,000	一般職給	人件費 5,330 嘱託職員給 600
3 職員手当等	3,030	地域手当 80 時間外勤務手当 1,000	

(款) 9 教育費
(項) 5 社会教育費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	6	保健体育費	713,998	10,130	724,128		10,130
	1	保健体育総務費	55,630	5,040	60,670		5,040
	2	保健体育施設費	102,214	5,090	107,304		5,090

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
		期末手当 700 勤勉手当 900 一般職退職手当負担金 350	
4 共 済 費	300	職員共済組合負担金	
7 賃 金	600	嘱託職員賃金	
2 給 料	2,900	一般職給	人件費 5,040
3 職員手当等	2,090	地域手当 100 通勤手当 250 時間外勤務手当 450 期末手当 500 勤勉手当 500 児童手当 120 一般職退職手当負担金 170	
4 共 済 費	50	職員共済組合負担金	
2 給 料	2,700	一般職給	人件費 5,090
3 職員手当等	1,890	地域手当 90 住居手当 350 通勤手当 100 期末手当 600 勤勉手当 250 一般職退職手当負担金 500	
4 共 済 費	500	職員共済組合負担金	

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分		職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
			報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域 手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の 手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長等	2		19,140	8,231 (4.3)			5,742	33,113	4,316	37,429	
	議員	15	94,756						94,756	26,763	121,519	
	その他の 特別職	1,246	47,127						47,127		47,127	
	計	1,263	141,883	19,140	8,231			5,742	174,996	31,079	206,075	
補正前	長等	2		19,140	8,039 (4.2)			5,742	32,921	4,316	37,237	
	議員	15	94,093						94,093	26,763	120,856	
	その他の 特別職	1,246	46,896						46,896		46,896	
	計	1,263	140,989	19,140	8,039			5,742	173,910	31,079	204,989	
比較	長等				192				192		192	
	議員		663						663		663	
	その他の 特別職		231						231		231	
	計		894		192				1,086		1,086	

給与費明細書

2 一般職 (1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	310 (5)		1,115,539	802,445	1,917,984	388,706	2,306,690	
補正前	307 (12)		1,116,539	795,895	1,912,434	398,356	2,310,790	
比較	3 (-7)		△ 1,000	6,550	5,550	△ 9,650	△ 4,100	

() 内は短時間勤務職員数を計上

職員手当の内訳	区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)	単身赴 任手当 (千円)	災害派 遣手当 (千円)
	補正後	29,224	34,531	10,179	14,456	30	71,973	29,053	259,437	172,678	1,034	179,178	672	
	補正前	28,764	34,831	10,149	14,476	30	68,123	29,033	259,667	169,378	1,034	179,738	672	
	比較	460	△ 300	30	△ 20		3,850	20	△ 230	3,300		△ 560		

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由 別内訳(千円)	説明	備考
給料	△ 1,000	給与改定に伴う増減分	給与改定率(0.22%) 2,420	
		その他の増減分	新陳代謝・会計間異動に伴う増減分 △ 3,420	
職員手当	6,550	給与改定に伴う増減分	地域手当 72 期末手当 890 勤勉手当 9,829	勤勉手当 0.1月分増
		その他の増減分	扶養手当 460 地域手当 △ 372 住居手当 30 通勤手当 △ 20 時間外手当 3,850 管理職手当 20 期末手当 △ 1,120 勤勉手当 △ 6,529 退職手当負担金 △ 560	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		一般行政職	単純労務職
平成28年12月1日現在	平均給料月額(円)	297,806	219,400
	平均給与月額(円)	330,541	228,082
	平均年齢(歳)	42.3	43.0

イ 初任給

区分		一般行政職(円)	国の制度
			一般行政職(円)
平成28年12月1日現在	高校卒	144,600	144,600
	大学卒	176,700	176,700

ウ 級別職員数

区分	一般行政職			単純労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
平成28年12月1日現在	1級	52	16.88	1級	1	50.00
	2級	76	24.68	2級	1	50.00
	3級	46 (2)	14.94 (40.00)	3級		
	4級	52 (1)	16.88 (20.00)	4級		
	5級	43 (2)	13.96 (40.00)	5級		
	6級	32	10.39			
	7級	7	2.27			
	計	308 (5)	100.00 (100.00)	計	2	100.00
平成27年12月1日現在	1級	69	22.48	1級	1	50.00
	2級	58	18.89	2級	1	50.00
	3級	60 (1)	19.54 (16.67)	3級		
	4級	46 (2)	14.98 (33.33)	4級		
	5級	38 (3)	12.38 (50.00)	5級		
	6級	29	9.45			
	7級	7	2.28			
	計	307 (6)	100.00 (100.00)	計	2	100.00

()内は短時間勤務職員数を計上

(28年度級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般行政職	主事・技師	主任	主任主査	係長	課長補佐	課長	部長

エ 昇給

昇給

区分			合計	代表的な職種	
				一般行政職	単純労務職
補正後	職員数(A) (人)		308	306	2
	昇給に係る職員数(B) (人)		250	249	1
	昇給数別内訳	2号給 (人)			
		3号給 (人)	25	25	
		4号給 (人)	225	224	1
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
	比率(B)／(A) (%)		81.2	81.4	50.0
補正前	職員数(A) (人)		305	303	2
	昇給に係る職員数(B)		252	251	1
	昇給数別内訳	2号給 (人)			
		3号給 (人)	16	16	
		4号給 (人)	236	235	1
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
	比率(B)／(A) (%)		82.6	82.8	50.0

オ 期末手当・勤勉手当

区分	6月(月分)	12月(月分)	支給率計(月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
補正後	2.025 (1.025)	2.275 (1.225)	4.3 (2.25)	有	
補正前	2.025 (1.025)	2.175 (1.175)	4.2 (2.2)	有	
国の制度	2.025 (1.025)	2.275 (1.225)	4.3 (2.25)	有	

()内は再任用職員の支給率を計上

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
国の制度	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	

キ 地域手当

支給率(%)	3.0
支給対象職員数(人)	308
国の指定基準に基づく支給率(%)	3.0

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種	
		一般行政職	単純労務職
給料総額に対する比率(%)			
支給対象職員の比率(%) (平成28年12月1日現在)	5.1	5.1	
代表的な特殊勤務手当の名称	感染症防疫作業手当・行旅病人等取扱手当・犬猫等死体処理手当		

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	同	

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普 通 債	6,719,471	6,506,358	869,200	791,486	6,584,072
(1) 総 務	182,623	158,926	9,400	23,953	144,373
(2) 民 生	136,612	96,557		31,833	64,724
(3) 衛 生					
(4) 農 林	506,536	425,283		67,326	357,957
(5) 商 工	35,256	18,956		2,570	16,386
(6) 土 木	3,447,486	3,102,189	306,200	460,814	2,947,575
(7) 消 防	108,748	101,212	25,800	17,513	109,499
(8) 教 育	2,302,210	2,603,235	527,800	187,477	2,943,558
2 災害復旧債					
(1) 補助災害					
(2) 単独災害					
3 そ の 他	7,886,486	8,041,432	820,000	733,407	8,128,025
(1) 県貸付金					
(2) 減収補てん債等	506,133	423,071		84,270	338,801
(3) 財源対策債等	667,205	528,815		124,985	403,830
(4) 臨時財政対策債	6,713,148	7,089,546	820,000	524,152	7,385,394
合 計	14,605,957	14,547,790	1,689,200	1,524,893	14,712,097

議第 7 6 号

平成 2 8 年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第 2 号）

平成 2 8 年度美濃加茂市の介護保険会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0 , 4 6 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 , 8 8 1 , 9 8 9 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）」による。

平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

第 1 表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰入金		645,699	10,460	656,159
	1 一般会計繰入金	601,465	10,460	611,925
歳 入 合 計		3,871,529	10,460	3,881,989

2 歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		108,151	10,460	118,611
	1 総務管理費	69,293	10,460	79,753
歳 出 合 計		3,871,529	10,460	3,881,989

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 7 繰 入 金
(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
7			繰 入 金	645,699	10,460	656,159
	1		一般会計繰入金	601,465	10,460	611,925
		4	その他一般会計繰入金	145,002	10,460	155,462

(介護保険会計（保険事業勘定）)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 職員給与費 等繰入金	10,460	1 一般会計繰入金 職員給与費等繰入金

3 歳 出

(款) 1 総 務 費
(項) 1 総務管理費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
								保険料
1			総 務 費	108,151	10,460	118,611	10,460	
	1		総務管理費	69,293	10,460	79,753	10,460	
		1	一般管理費	69,293	10,460	79,753	繰入金 10,460	

(介護保険会計（保険事業勘定）)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	4,500	一般職給	人件費 8,860 嘱託職員給 1,600
3 職員手当等	4,160	扶養手当 600 地域手当 140 期末手当 1,200 勤勉手当 1,000 児童手当 420 一般職退職手当負担金 800	
4 共 済 費	200	職員共済組合負担金	
7 賃 金	1,600	嘱託職員賃金	

給与費明細書

1 一般職 (1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	13		47,553	33,162	80,715	14,959	95,674	
補正前	12		43,053	29,422	72,475	14,759	87,234	
比較	1		4,500	3,740	8,240	200	8,440	

職員手当の内訳	区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)
	補正後	1,050	1,464	636	667		1,850	590	11,125	7,380		8,400
	補正前	450	1,324	636	667		1,850	590	9,925	6,380		7,600
	比較	600	140						1,200	1,000		800

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由 別内訳(千円)	説明	備考
給料	4,500	給与改定に伴う増減分	84 給与改定率(0.17%) 84	
		その他の増減分	4,416 新陳代謝・会計間異動に伴う増減分 4,416	
職員手当	3,740	給与改定に伴う増減分	448 地域手当 3 期末手当 19 勤勉手当 426 勤勉手当 0.1月分増	
		その他の増減分	3,292 扶養手当 600 地域手当 137 期末手当 1,181 勤勉手当 574 退職手当負担金 800	

(3) 給料及び職員手当の状況
ア 職員1人当たり給与

区分		一般行政職	単純労務職
平成28年12月1日現在	平均給料月額(円)	314,612	
	平均給与月額(円)	337,597	
	平均年齢(歳)	41.8	

イ 初任給

区分		一般行政職(円)	国の制度
			一般行政職(円)
平成28年12月1日現在	高校卒	144,600	144,600
	大学卒	176,700	176,700

ウ 級別職員数

区分	一般行政職			単純労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
平成28年12月1日現在	1級	1	8.33	1級		
	2級	3	25.00	2級		
	3級	4	33.34	3級		
	4級	2	16.67	4級		
	5級	1	8.33	5級		
	6級	1	8.33			
	7級					
	計	12	100.00	計		
平成27年12月1日現在	1級	1	9.09	1級		
	2級	5	45.46	2級		
	3級	2	18.18	3級		
	4級	1	9.09	4級		
	5級	1	9.09	5級		
	6級	1	9.09			
	7級					
	計	11	100.00	計		

(28年度級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般行政職	主事	主任	主任主査	係長	課長補佐	課長	部長

エ 昇給

区分		合計	代表的な職種	
			一般行政職	単純労務職
補正後	職員数(A) (人)	13	13	
	昇給に係る職員数(B) (人)	12	12	
	昇給数別内訳	2号給 (人)		
		3号給 (人)		
		4号給 (人)	12	12
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
	比率(B)／(A) (%)	92.3	92.3	
補正前	職員数(A) (人)	12	12	
	昇給に係る職員数(B) (人)	11	11	
	昇給数別内訳	2号給 (人)		
		3号給 (人)		
		4号給 (人)	11	11
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
	比率(B)／(A) (%)	91.7	91.7	

オ 期末手当・勤勉手当

区分	6月(月分)	12月(月分)	支給率計(月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
補正後	2.025	2.275	4.3	有	
補正前	2.025	2.175	4.2	有	
国の制度	2.025	2.275	4.3	有	

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
国の制度	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	

キ 地域手当

支給率(%)	3.0
支給対象職員数(人)	13
国の指定基準に 基づく支給率(%)	3.0

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種	
		一般行政職	単純労務職
給料総額に対する比率(%)			
支給対象職員の比率(%) (平成28年12月1日現在)			
代表的な特殊勤務手当の名称			

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	同	

議第 7 7 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日提出

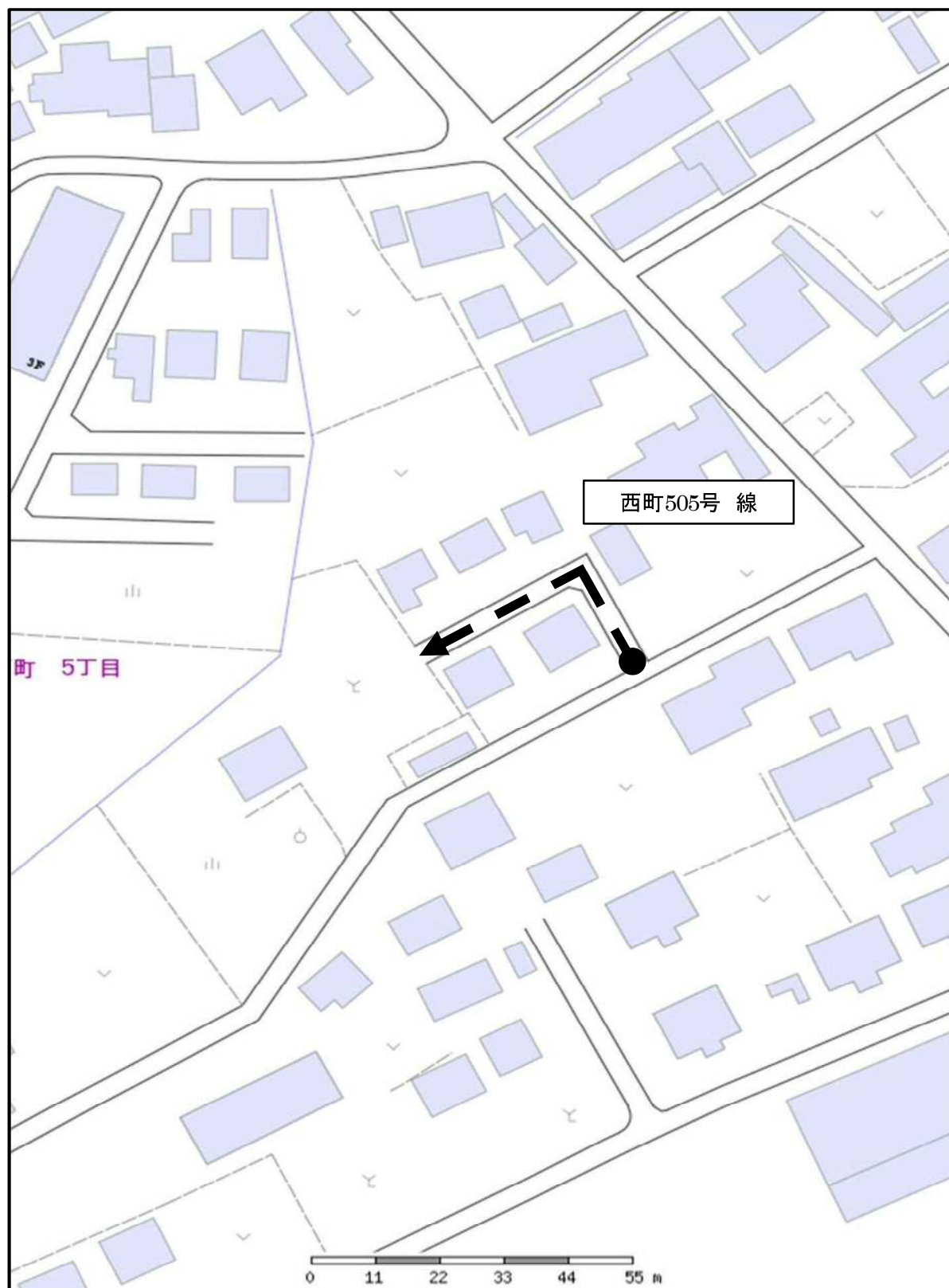
美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	西町 5 0 5 号線	美濃加茂市西町五丁目 1 4 3 番 6 地先	
		美濃加茂市西町五丁目 1 4 3 番 4 地先	

廃止路線

①: 西町505号 線



議第 78 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 11 月 29 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	西町 5 1 0 号線	美濃加茂市西町五丁目 1 4 3 番 6 地先	
		美濃加茂市西町五丁目 1 4 1 番 4 地先	
2	西町 5 1 1 号線	美濃加茂市西町四丁目 1 4 8 番 3 地先	
		美濃加茂市西町四丁目 1 3 8 番 2 地先	
3	本郷 6 7 9 号線	美濃加茂市本郷町七丁目 6 1 番 2 地先	
		美濃加茂市本郷町七丁目 6 1 番 1 地先	
4	本郷 6 8 0 号線	美濃加茂市本郷町四丁目字下久手 1 8 0 3 番 3 地先	
		美濃加茂市本郷町四丁目字下久手 1 7 9 3 番 2 地先	
5	諸田 5 6 1 号線	美濃加茂市蜂屋町中蜂屋字里八 3 7 9 7 番 2 地先	
		美濃加茂市蜂屋町中蜂屋字里八 3 7 9 7 番 8 地先	
6	今泉 4 6 4 号線	美濃加茂市加茂野町今泉字畑中 1 0 7 6 番 9 地先	
		美濃加茂市加茂野町今泉字畑中 1 0 7 6 番 6 地先	
7	加茂野 4 6 5 号線	美濃加茂市加茂野町鷹之巣字辻ヶ鼻 1 5 9 3 番 7 地先	
		美濃加茂市加茂野町鷹之巣字辻ヶ鼻 1 5 9 3 番 2 地先	
8	加茂野 4 6 6 号線	美濃加茂市加茂野町鷹之巣字辻ヶ鼻 1 5 9 3 番 1 1 地先	
		美濃加茂市加茂野町鷹之巣字辻ヶ鼻 1 5 9 3 番 1 0 地先	
9	小山 2 9 6 号線	美濃加茂市下米田町小山字上井領 9 7 8 番 8 地先	
		美濃加茂市下米田町小山字上井領 9 7 8 番 6 地先	

10	今 2 9 7 号 線	美濃加茂市下米田町今字上野 7 3 4 番 1 5 地先	
		美濃加茂市下米田町今字上野 7 3 4 番 1 6 地先	
11	牧野 2 1 7 号線	美濃加茂市下米田町今字大平 8 8 7 番 1 地先	
		美濃加茂市牧野字砂留 2 8 1 7 番 1 1 8 地先	

新規認定路線

①: 西町510号 線



新規認定路線

②:西町511号 線



新規認定路線

③:本郷679号 線



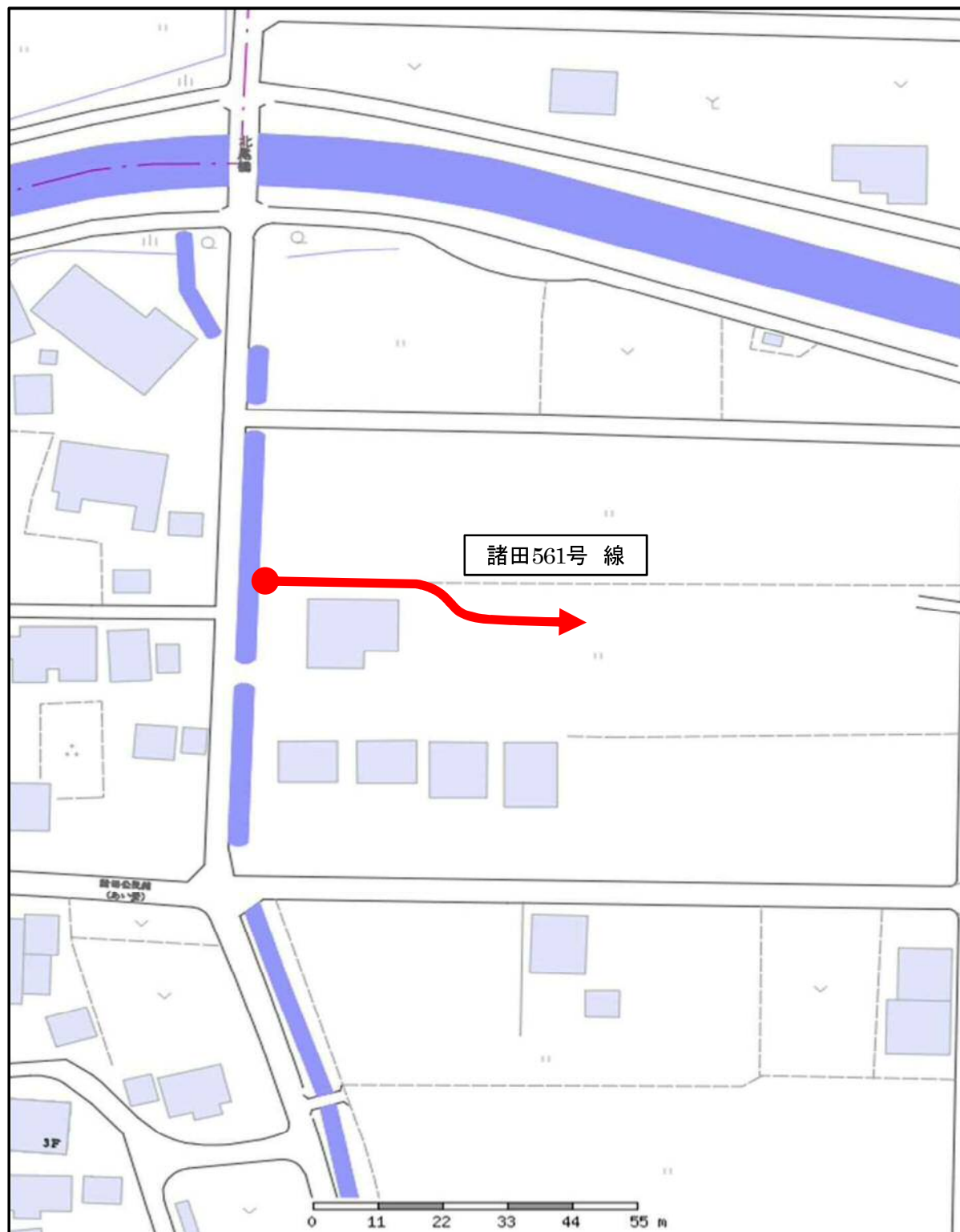
新規認定路線

④:本郷680号 線



新規認定路線

⑤: 諸田561号 線



新規認定路線

⑥:今泉464号 線



新規認定路線

⑦:加茂野465号 線 ⑧:加茂野466号 線



新規認定路線

⑨: 小山296号 線

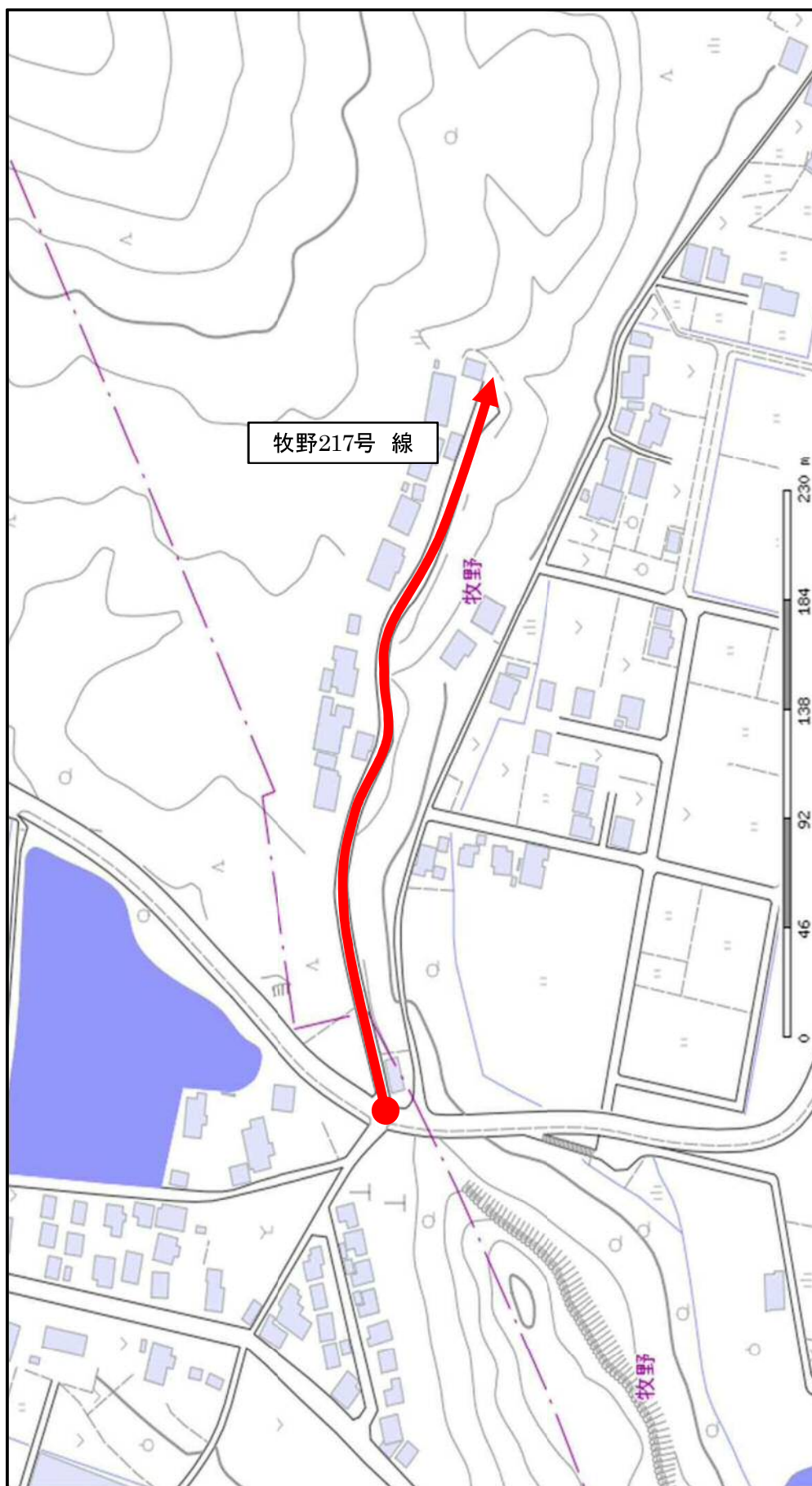


新規認定路線

⑩: 今297号 線



新規路線 ⑪：牧野217号 線



議第 79 号

可茂広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により可茂広域行政事務組合同規約（平成 7 年岐阜県指令可総第 17 号）の一部を次のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 28 年 11 月 29 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

可茂広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約

可茂広域行政事務組合同規約（平成 7 年岐阜県指令可総第 17 号）の一部を次のように変更する。

改正後	改正前
<u>（事務の承継）</u> <u>第 12 条 組合の解散に伴う事務の承継にあ</u> <u>っては、関係市町村及び関係一部事務組合が</u> <u>その議会の議決を経て行う協議をもって定</u> <u>める。</u> （その他） <u>第 13 条</u> この規約に定めるもののほか組合 の管理及び執行に関し必要な事項は、組合の 議会の議決を得て管理者が定める。	（その他） <u>第 12 条</u> この規約に定めるもののほか組合 の管理及び執行に関し必要な事項は、組合の 議会の議決を得て管理者が定める。

附 則

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

議第80号

可茂広域公平委員会共同設置規約の制定に関する協議について

可茂広域公平委員会を共同設置することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第3項で準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求める。

平成28年11月29日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

可茂広域公平委員会共同設置規約 (設置)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、次に掲げる市町村及び一部事務組合（以下「関係団体」という。）は、共同して公平委員会を設置する。

美濃加茂市 可児市 坂祝町 富加町 川辺町 七宗町 八百津町 白川町 東白川村 御嵩町 可茂衛生施設利用組合 可茂消防事務組合 可茂公設地方 卸売市場組合 可児市・御嵩町中学校組合 美濃加茂市富加町中学校組合
--

(名称)

第2条 前条の公平委員会は、可茂広域公平委員会（以下「公平委員会」という。）という。

(執務場所)

第3条 公平委員会の執務場所は、可児市役所内とする。

(委員)

第4条 公平委員会の委員は、可児市長が可児市議会の同意を得て選任する。

2 公平委員会の委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法その他身分取扱いについては、可児市条例の定めるところによる。

(事務職員)

第5条 公平委員会の事務職員は、可児市の職員をもって充てる。

2 事務職員の身分取扱いについては、可児市職員の身分取扱いの例による。

(通常経費)

第6条 公平委員会の設置及び運営に関する経費は、均等割及び職員数割により算出して、関係団体が負担する。

(特別経費)

第7条 特定の関係団体に対する不服申立て等により、公平委員会に特定の事務を管理し執行させる場合は、前条に規定する負担金とは別に、これに要する経費を

当該関係団体が負担する。

(負担金の歳入と費用の支出)

第8条 第6条及び前条の負担金は、可児市の歳入予算に計上し、経費はその歳出予算に計上して支出するものとする。

(決算報告)

第9条 可児市長は、公平委員会に関する決算を可児市議会の認定に付したときは、その結果を関係団体の長に報告しなければならない。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、公平委員会に関し必要な事項は、関係団体の長が協議して定める。

附 則

- 1 この規約は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規約の施行後最初に選任される公平委員会の委員の選任のための手続その他この規約を実施するために必要な準備行為は、この規約の施行の日前においても行うことができる。

議第 8 1 号

美濃加茂市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

美濃加茂市固定資産評価審査委員会の委員に下記の者を選任したいから、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

住 所
氏 名 岸 民 夫
生年月日

